

## 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助取扱要領（都外障害者支援施設）

平成23年3月30日付22福保障居第2664号

平成25年3月29日付24福保障居第3482号

平成26年3月31日付25福保障居第2709号

平成31年4月26日付31福保障施第450号

改正 令和 5年6月29日付 5福保障施第908号

### 1 目的

この要領は、「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金取扱要綱（都外障害者支援施設）」（以下「要綱」という。）第4の2に定める努力・実績に対する加算の対象者等（以下「加算対象者等」という。）に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 加算対象者等の要件等

加算対象者等の要件及び支援内容は別表1のとおりとする。

### 3 加算対象者等の承認手続

次の加算を受けようとする社会福祉法人等は、別表2に定める日までに福祉局長（以下「局長」という。）に申請書（様式1）を提出し、あらかじめ加算対象者等の承認を受けなければならない。

局長は、申請内容を審査し、加算対象者等の要件に該当していると認めた場合は、加算の適用開始日を指定して承認し、申請者に通知する。

なお、心身の状況変化等により加算の承認の変更を要する場合には、速やかに局長に申請書を提出し、変更の承認を受けなければならない。

- (1) 最重度障害者加算
- (2) 特定支援充実加算

### 4 関係書類の整備等

努力・実績加算を受けた社会福祉法人等は、別表2に定める関係書類を整備し、事業完了後、5年間施設に保管するとともに、局長が必要と認めた場合には、その求めに応じ提示又は提出しなければならない。

### 5 報告書の提出

社会福祉法人等は、承認された加算対象者等に係る当該年度の支援結果等を翌年度の4月30日までに様式2により局長に提出しなければならない。

附 則（平成23年3月30日付22福保障居第2664号）

- 1 この取扱要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度における3の申請について、申請時期が平成22年度中となるものについては、別表2の規定にかかわらず、平成23年3月10日までとする。

附 則(平成25年3月29日付24福保障居第3482号)

- 1 この取扱要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日付25福保障居第2709号)

- 1 この取扱要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月26日付31福保障施第450号)

- 第1 この取扱要領は、令和元年5月1日から施行する。
- 第2 改正後の取扱要領の規定にかかわらず、平成30年度の実績報告については、改正前の取扱要領の規定及び様式を使用するものとする。

附 則(令和5年6月29日付5福保障施第908号)

- 1 この取扱要領は、令和5年7月1日から施行する。